

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1007 号（諮問第 1668 号）

件名：予算配分要求書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 7 日及び同月 13 日

2 原処分

平成 27 年 9 月 18 日及び同月 25 日（一部開示決定）

愛知県病院事業管理者（以下「処分庁」という。）は、別表 1 の 3 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 27 年 9 月 24 日及び同月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 18 日

5 答申

令和 4 年 6 月 30 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表 1 の 3 欄に掲げる分類 1 に係る文書（以下「分類 1」という。分類 2 以降についても同じ。）から分類 8 までは、平成 26 年度及び平成 27 年度に、病院事業庁経営課が病院から入手した文書及び病院へ発出した文書である。分類 9 から分類 21 までは、平成 26 年度及び平成 27 年度に、病院事業庁管理課（以下「管理課」という。）が病院から入手した文書及び病院へ発出した文書である。分類 22 から分類 46 までは、平成 26 年度及び平成 27 年度に、管理課が法務文書課及び人事課から入手した文書並びに人事課へ発出した文書である。

処分庁は、これらの文書のうち別表 2 の 1 欄に掲げる部分を同表の 2 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 6 号に該当しない旨を主張していることから、不開示とした別表 2 の 1 欄に掲げる部分が同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下判断する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 及び分類 6 には見積書等を発行した民間事業者の担当者の氏名及び印影、分類 2、分類 5 及び分類 7 には、未収金の債務者である患者等の氏名、住所、収納状況、債務の発生日や金額等、分類 4 には長期不在となる企業出納員である職員の休暇の理由等、分類 9 には、あっせん・仲裁申立てを行った患者の手術実施日、患者の住所地、性別、年齢及び病名、申立て内容、申立ての理由、事案の経過並びに退院後の受診内容詳細、分類 10、分類 16、分類 22、分類 31、分類 34、分類 39 及び分類 44 には職員番号、分類 42 には職員番号及び職員の生年月日、分類 11 及び分類 17 には、退職手当の受給・不支給の対象となる個人の氏名、職員番号、生年月日、退職年月日、印影、預金口座の種別・番号及び住所、当該個人の住所地が分かる情報である税務署長名及び市町村名並びに当該個人の戸籍の全部事項証明、退職当時の給料（級号給等）、算定式、支給金額等、分類 12 及び分類 18 には、育児休業や育児短時間勤務の承認等の対象となった職員の氏名、職名（職種）、職員番号、生年月日及び年齢並びに当該職員の子の氏名及び生年月日、分類 13 及び分類 19 には、公務災害や通勤災害にあった職員の氏名、職名（職種）、生年月日、住所、印影、共済組合員証・健康保険組合員証記号番号、所属の分かる部分、自宅近くの場合の災害発生場所、災害発生状況、性別、診断書、経過報告書及び検査詳細情報のほか、災害発生の日に住居を離れた時刻や既往歴の有無、自宅から勤務地までの距離や所要時間等、分類 14 及び分類 20 には、看護師等の採用選考における受験者の氏名、生年月日、年齢、住所等、分類 15、分類 21、分類 26、分類 33、

分類 35 及び分類 38 には、人事評価の対象となった個々の職員の氏名、職員番号、在職期間及び勤務成績のほか、当該職員の評価に関する情報等、分類 23 には、退職勧奨の記録（回答）として退職勧奨の対象となる職員の人事情報、分類 24 には、定年退職をすることとなる課長級以上の職員の職員番号、年齢及び生年月日並びに定年退職をすることとなる課長補佐級以下の職員の所属、職名、職種、職員番号、氏名、年齢及び生年月日、分類 28 及び分類 41 には、退職者の再就職状況の公表についての再就職状況一覧（回答）として、退職者の退職時年齢、生年月日、年度末年齢、住所及び常勤・非常勤の別、分類 29 及び分類 40 には、再就職意向調査票（回答）として、対象となる職員の再就職に関する意向、分類 32 には、主要職員の任免についてとして、対象となる職員の退職理由がそれぞれ記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報はいずれも、条例第 7 条第 2 号に該当する。

#### (5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 から分類 3 まで及び分類 6 から分類 8 までには、法人及び代表者の印影、分類 1 及び分類 6 には法人の取引先銀行、口座種別及び口座番号がそれぞれ記載されており、これらは法人等の内部管理情報であることから、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

また、当審査会において分類 2、分類 5 及び分類 7 の不開示部分を見分したところ、債権回収業務を受託した法人等が作成した当該業務にあたっての組織体制や業務時間帯、債権回収の具体的な手法等が記載されており、

これらの情報は、当該法人等の内部管理情報及び事業活動上のノウハウにあたることから、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類14、分類20及び分類36には、面接試験に従事した職員の氏名等が記載されており、これらが公になれば、当該試験の結果に納得しない受験者等から当該職員に対して、非難や苦情等がなされるおそれがあり、こうした状況になれば、当該職員は、受験者に開示されても支障のない表現の記載にしてしまうなど、受験者に対する観察や率直な意見を評価に反映させなくなるおそれがあるとのことである。

また、実施機関によれば、分類14及び分類20には、受験者の個人情報のほか、試験結果に基づく配属仮案、各病院の採用希望者等の職員採用選考に関する検討段階の未確定な情報が記載されており、分類15、分類21、分類26から分類29まで、分類33、分類35、分類38、分類40及び分類41には、個々の職員の人事評価に係る情報や人事管理に関する情報が記載されており、分類23、分類25、分類30、分類37、分類43、分類45及び分類46には、人事異動や配属等の人事構想に関する検討段階の未確定な情報が記載されており、これらが公になれば、開示されることを意識して必要な情報の収集、把握が困難となったり、外部からの干渉により率直な意見交換や意思決定の中立性に支障が生じるとのことである。

当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報が公になれば、今後、反復継続して行われる職員採用選考や人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 一部 開示決 定日	2 審査 請求年 月日	3 行政文書の名称	
平成 27 年 9 月 18 日	平成 27 年 9 月 24 日	分類 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 4. 23 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 4. 24 愛知)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 5. 20 愛知)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 6. 26 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 7. 12 小児)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 8. 18 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 10. 7 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 10. 8 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 11. 26 小児)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 11. 12 愛知)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 11. 19 小児)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 11. 18 小児)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 11. 29 小児)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H26. 12. 2 愛知)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H27. 1. 28 中央)</li> <li>・ 予算配分要求書 (H27. 2. 9 中央)</li> </ul>
		分類 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務について (26 病経第 12 号)</li> <li>・ 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について (平成 23 年度までに発生した未収金) (26 病経第 17 号)</li> <li>・ 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について (26 病経第 17-1 号)</li> <li>・ 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について (平成 24 年度までに発生した未収金)</li> </ul>
		分類 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トナーカートリッジ等の単価契約について</li> <li>・ PPC 再生紙の単価契約について</li> <li>・ 平成 26 年度クレジットカード会社との契約について</li> <li>・ 特 A 重油 (硫黄分：質量 0.1%以下) の入札結果について (7 月分)</li> <li>・ 特 A 重油 (硫黄分：質量 0.1%以下) の入札結果について (8、9 月分)</li> <li>・ 特 A 重油 (硫黄分：質量 0.1%以下) の入札結果について (10～12 月分)</li> <li>・ 特 A 重油 (硫黄分：質量 0.1%以下) の入札結</li> </ul>

			<p>果について（1～3月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特A重油（硫黄分：質量0.1%以下）の入札結果について（4～6月分）</li> </ul>
		分類4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業出納員の指定について（城山病院）</li> </ul>
		分類5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度不納欠損処分について（がんセンター愛知病院）</li> <li>・平成26年度不納欠損処分について（城山病院）</li> <li>・平成26年度不納欠損処分について（あいち小児保健医療総合センター）</li> <li>・平成26年度不納欠損処分について（26病経号外）（がんセンター愛知病院）</li> <li>・平成26年度不納欠損処分について（26病経号外）（城山病院）</li> <li>・平成26年度不納欠損処分について（26病経号外）（あいち小児保健医療総合センター）</li> </ul>
		分類6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算配分要求書（H27.4.1小児 研究雑費・研究旅費）</li> <li>・予算配分要求書（H27.4.1小児 賃貸料）</li> <li>・予算配分要求書（H27.4.1愛知）</li> <li>・予算配分要求書（H27.6.18小児）</li> <li>・予算配分要求書（H27.6.19小児）</li> <li>・予算配分要求書（H27.7.10城山）</li> <li>・予算配分要求書（H27.7.1中央）</li> <li>・予算配分要求書（H27.7.14中央）</li> </ul>
		分類7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について（がんセンター中央病院）</li> <li>・愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について</li> <li>・愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について（平成23年度までに発生した未収金）</li> <li>・愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託について（平成24年度までに発生した未収金）</li> </ul>
		分類8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トナーカートリッジ等の単価契約について</li> <li>・PPC再生紙の単価契約について</li> <li>・平成27年度クレジットカード会社との契約について</li> <li>・特A重油（硫黄分：質量0.1%以下）の入札結</li> </ul>

			果について（7～9月分）
平成 27 年 9 月 18 日	平成 27 年 9 月 24 日	分類 9	・あっせん・仲裁申立て事案について
		分類 10	・一人一台パソコン等ネットワーク機器情報修正について（照会）
		分類 11	・退職手当不給者報告書（年度途中退職者分） ・退職手当不給者報告書（年度末退職者分） ・退職手当支給内申書（年度途中退職者分） ・退職手当支給内申書（定年退職者分） ・退職手当支給内申書（勸奨退職者分） ・退職手当支給内申書（自己都合退職者分）
		分類 12	・育児休業の承認に伴う事務手続きについて（依頼） ・育児休業の取消しに伴う事務手続きについて（依頼） ・育児休業の承認の失効に伴う事務手続きについて（依頼） ・育児短時間勤務の承認に伴う事務手続きについて（依頼） ・育児短時間勤務の失効に伴う事務手続きについて（依頼）
		分類 13	・公務災害認定請求書について ・職員の公務災害認定請求について ・地方公務員災害補償法による災害認定請求について ・職員の通勤災害認定請求について ・治癒報告書について
分類 14	・平成 27 年度採用看護師採用選考の実施及び職員の派遣について（依頼） ・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師採用選考〔第 1 回〕の結果等について ・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師採用選考〔第 2 回〕の結果等について ・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師採用選考〔第 3 回〕の結果等について ・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師採用選考〔第 4 回〕の結果等について ・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師採用選考〔第 5 回〕の結果等について ・平成 26 年度愛知県職員（看護師）に係る採用関係書類の取りまとめ等について（依頼） ・平成 27 年度愛知県職員（看護師）に係る採用		

			関係書類の取りまとめ等について（依頼）
		分類 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・永年勤続職員表彰受賞候補者の推薦について</li> <li>・永年勤続職員表彰受賞の決定について</li> <li>・県立病院の長等の名誉称号の授与について</li> </ul>
		分類 16	・一人一台パソコン等ネットワーク機器情報修正等について（照会）
		分類 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職手当不給者報告書</li> <li>・退職手当支給内申書</li> </ul>
		分類 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業の承認に伴う事務手続きについて（依頼）</li> <li>・育児休業の取消に伴う事務手続きについて（依頼）</li> <li>・育児短時間勤務の承認に伴う事務手続きについて（依頼）</li> </ul>
		分類 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務災害認定請求書について</li> <li>・地方公務員災害補償法による災害認定請求について</li> <li>・職員の通勤災害認定請求について</li> </ul>
		分類 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度採用看護師・助産師採用選考の実施及び職員の派遣について（依頼）</li> <li>・平成 28 年度採用愛知県職員（看護師・助産師）採用選考可〔第 1 回〕の結果等について</li> </ul>
		分類 21	・永年勤続職員表彰受賞候補者の推薦について
平成 27 年 9 月 25 日	平成 27 年 9 月 28 日	分類 22	・総合文書管理システムの平成 26 年度システム文書主任権限利用者及び操作研修（文書主任）受講希望者について
		分類 23	・退職勧奨の実施について
		分類 24	・定年退職をすることとなる職員について
		分類 25	・平成 27 年度職員定数等について
		分類 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動等に関する希望聴取及び自己申告シートⅡの作成について</li> <li>・平成 26 年度重点ヒアリングの実施について</li> </ul>
		分類 27	・グループ診断制度の結果について
		分類 28	・退職者の再就職状況の公表について
		分類 29	・平成 26 年度末定年退職者に係る再就職意向調査について
		分類 30	・職員定数増減見込み等について
		分類 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求防止責任者講習会の開催について</li> <li>・不当要求行為対策要綱に基づく責任者の選任状況等について</li> <li>・職員の併任について</li> </ul>



	分類 32	・主要職員の任免について
	分類 33	・平成 26 年度やりたい仕事挑戦制度の実施について
	分類 34	・課長級以上職員の人事評価制度に係る目標管理推進員の設置について
	分類 35	・部下からの評価の実施について
	分類 36	・人事委員会の事務に従事する職員について
	分類 37	・平成 27 年度採用愛知県職員（看護師）採用選考の実施について
	分類 38	・主任級昇任候補者の推薦について
	分類 39	・総合文書管理システムの平成 27 年度システム文書主任権限利用者及び操作研修（文書主任）受講希望者について
	分類 40	・平成 27 年度未定年退職者に係る再就職意向調査について
	分類 41	・退職者の再就職状況の公表について
	分類 42	・不当要求行為対策要綱に基づく責任者の選任状況等について
	分類 43	・平成 28 年度採用愛知県職員（理学療法士）採用選考の実施について
	分類 44	・課長級以上職員の人事評価制度に係る目標管理推進員の設置について
	分類 45	・平成 28 年度採用愛知県職員（看護師）採用選考の実施について
	分類 46	・職員定数増減見込み等について

別表 2

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1 から分 類 8 ま で	個人の氏名、その他個人が識別できる部分 休暇と種類がわかる部分	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	法人及び代表者の印影 法人の技術的ノウハウ、その他内部情報 法人の取引先銀行、口座種別及び口座番号	条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 9 から分 類 21 まで	手術実施日、患者情報、申立て内容、申立ての理由、経過について、退院後の受診内容詳細、個人の氏名、職名（職種）、職員番号、生年月日、年齢、印影、預金口座の種別・番号、住所、税務署長名、市町村名、全部事項証明、退職当時の給料（級号給等）、算定式、支給金額、共済組合員証・健康保険組合員証記号番号、所属の分かる部分、災害発生場所、災害発生状況、性別、診断書、経過報告書、検査詳細情報その他個人を識別できる項目、その他個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある項目	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため
	面接員、面接補助員の分かる部分	条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う職員採用選考に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

	<p>受験者一覧、受験番号順試験結果、採用希望者一覧</p>	<p>条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>条例第7条第6号に該当県の機関が行う職員採用選考に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	<p>表彰内申調書、受賞者名簿、功績、その他個人を識別し得る項目、その他特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある項目</p>	<p>条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>条例第7条第6号に該当県の機関が行う人事管理に係る事務であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>分類22から分類46まで</p>	<p>職員番号、定年退職をすることとなる職員についての定年退職者名簿に記載の課長補佐級以下の所属・職名・職種・職員番号・氏名・年齢・生年月日、不当要求行為対策要綱に基づく責任者の選任状況等についての責任者選任届出書に記載の生年月日、主要職員の任免についての別記に記載の退職理由の部分</p>	<p>条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>

<p>退職勧奨の記録（回答）、自己申告シートⅡ（回答）、重点ヒアリング調書（回答）、退職者の再就職状況の公表についての再就職状況一覧（回答）に記載の退職時年齢・生年月日・年度末年齢・住所・常勤、再就職意向調査票（回答）、やりたい仕事挑戦制度実施結果報告書（回答）、部下からの評価フィードバックシート（回答）、主任級候補者数（回答）、主任級昇任候補者推薦調書（回答）</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため 条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う人事管理に係る事務であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>職員定数配置計画書（回答）、職員定数見直し補足資料（回答）、職員定数要求補足資料（回答）、法令等基準定数及び国庫補助定数と本県の配置状況一覧表（要求）（回答）、職員定数再配置状況一覧表（要求）、組織・機構改正計画書（回答）、グループ診断制度の実施結果についてに記載の五角形の表・グループ平均、定数増減等見込み（回答）</p>	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う人事管理に係る事務であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>愛知県職員（理学療法士）採用選考の実施についてに記載の所属、採用見込み数、愛知県職員（看護師）採用選考の実施についてに記載の所属、採用見込み数、人事委員会の事務に従事する職員についての別紙回答（回答）に記載の氏名、非常勤職員等採用試験第 1 次試験派遣職員名簿（回答）に記載の職名・氏名</p>	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う職員採用選考に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>